

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 医務課

法令名	保健師助産師看護師法	法令の番号	昭和23年法律第203号	
不利益処分の種類	准看護師免許の取消し等	根拠条項	第14条第2項	
処分基準	<p>准看護師が次の事由のいずれかに該当するとき、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p><b>【事由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 罰金以上の刑に処せられた者</li> <li>2 1に該当するものを除くほか、准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者</li> <li>3 心身の障害により准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者</li> <li>5 准看護師としての品位を損するような行為のあった者</li> </ol> <p><b>【処分】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戒告</li> <li>2 三年以内の業務の停止</li> <li>3 免許の取消し</li> </ol>			
	対応区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴聞の実施</li> <li>2 弁明の機会の付与</li> </ol>	処理機関 医務課	交付機関 医務課